

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人東教育財団（以下「この法人」という。）の定款第

13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬として支給することができる。
- 3 非常勤役員は、無報酬とする。
- 4 常勤役員及び非常勤役員に、役員賞与を支給しないものとする。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、退職手当を支給しないものとする。
- 6 評議員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額(別表第1「常勤役員の報酬月額」)のとおり

とするとし、役員のうち各々の理事の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 この法人の常勤の監事の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとするとし、各々の監事の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 3 常勤の理事に対する退職手当は、支給しないものとする。
- 4 各評議員の報酬等は、定款第13条に規定により、別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条** 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人東教育財団の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

別表第 1 常勤役員の報酬月額

常勤の役員は存在しないため、報酬月額の設定はしていない。

理事長
会計理事
審査理事
理事
監事

別表第 2 非常勤役員の報酬

非常勤役員は無報酬のため、金額の設定はしていない。

別表第 3 評議員の報酬

評議員は無報酬のため、金額の設定はしていない。